

# 特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (1割負担の場合)

## 1. サービス利用料金について

○当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

○加算は1ヶ月分の金額を掲げてありますが、ご利用者の状況により、該当しない場合もあります。

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本 単 位 数	介護サービス費		19,560	21,600	23,790	25,860	27,870	
	日常生活継続支援加算Ⅱ		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120	
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240	
	個別機能訓練加算Ⅰ		360	360	360	360	360	
	個別機能訓練加算Ⅱ		20	20	20	20	20	
	栄養マネジメント強化加算		330	330	330	330	330	
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540	
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)		40	40	40	40	40	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%		1,875	2,044	2,226	2,398	2,565	
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%		610	665	724	780	834		
介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%		361	394	429	462	494		
介護保険料小計 1割(10%)金額			25,793	28,122	30,622	32,986	35,281	
施設 利用 料	居住費 (2,500円/日)						75,000	
	食費 (1,445円/日)						43,350	
	その他の日常生活費						実費	
サービス利用に係る自己負担金額 (30日分)			144,143	146,472	148,972	151,336	153,631	

- ※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。
- ※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。
- ※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。
- ※ 経口維持加算Ⅰ…摂食機能障害、誤嚥が有ると認定しうる入所者に関して、医師または歯科医師、栄養管理士、看護師、介護支援専門員などの職種が共同して食事の観察や介護を行い経口維持計画を作成し、医師または歯科医師の指示の下で栄養管理を行った場合に加算されます。(月に400単位)
- ※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)
- ※ 1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。
- ※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算は1.6%になります。

## 2. 減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります(30日分)。

(単位：円)

利用者負担段階	対象者	居住費	食費
第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	24,600	9,000
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	24,600	11,700
第3段階(1)	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	39,300	19,500
第3段階(2)	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	39,300	40,800

サービス利用に係る負担金額

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1ヶ月(30日分)		59,393	61,722	64,222	66,586	68,881
第2段階			62,093	64,422	66,922	69,286	71,581
第3段階(1)			84,593	86,922	89,422	91,786	94,081
第3段階(2)			105,893	108,222	110,722	113,086	115,381

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝  
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198  
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755

# 特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (2割負担の場合)

## 1. サービス利用料金について

○当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

○加算は1ヶ月分の金額を掲げてありますが、ご利用者の状況により、該当しない場合もあります。

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 単 位 数	介護サービス費		19,560	21,600	23,790	25,860	27,870
	日常生活継続支援加算Ⅱ		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240
	個別機能訓練加算Ⅰ		360	360	360	360	360
	個別機能訓練加算Ⅱ		20	20	20	20	20
	栄養マネジメント強化加算		330	330	330	330	330
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)		40	40	40	40	40
介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%			1,875	2,044	2,226	2,398	2,565
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%			610	665	724	780	834
介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%			361	394	429	462	494
介護保険料小計 1割(10%)金額			51,585	56,243	61,244	65,971	70,561
施設 利用 料	居住費(2,500円/日)		75,000				
	食費(1,445円/日)		43,350				
	その他の日常生活費		実費				
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)			169,935	174,593	179,594	184,321	188,911

※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。

また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。

※ 経口維持加算Ⅰ…摂食機能障害、誤嚥が有ると認定しうる入所者に関して、医師または歯科医師、栄養管理士、看護師、介護支援専門員などの職種が共同して食事の観察や介護を行い経口維持計画を作成し、医師または歯科医師の指示の下で栄養管理を行った場合に加算されます。(月に400単位)

※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)

※ 1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算は1.6%になります。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝  
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198  
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755

# 特別養護老人ホームきらら藤枝 利用料金表 (3割負担の場合)

## 1. サービス利用料金について

○当施設で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。

○加算は1ヶ月分の金額を掲げてありますが、ご利用者の状況により、該当しない場合もあります。

1単位あたり10.14円

(単位：円)

		要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 単 位 数	介護サービス費		19,560	21,600	23,790	25,860	27,870
	日常生活継続支援加算Ⅱ		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	看護体制加算Ⅰ		120	120	120	120	120
	看護体制加算Ⅱ		240	240	240	240	240
	個別機能訓練加算Ⅰ		360	360	360	360	360
	個別機能訓練加算Ⅱ		20	20	20	20	20
	栄養マネジメント強化加算		330	330	330	330	330
	夜勤職員配置加算Ⅱ		540	540	540	540	540
	科学的介護推進体制加算Ⅰ (／月)		40	40	40	40	40
介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%			1,875	2,044	2,226	2,398	2,565
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%			610	665	724	780	834
介護職員等ベースアップ等支援加算 1.6%			361	394	429	462	494
介護保険料小計 1割(10%)金額			77,377	84,364	91,866	98,957	105,841
施設 利用 料	居住費(2,500円/日)		75,000				
	食費(1,445円/日)		43,350				
	その他の日常生活費		実費				
サービス利用に係る自己負担金額(30日分)			195,727	202,714	210,216	217,307	224,191

※ 各加算については、国の定める職員体制等の加算要件を充足した場合に加算させていただきます。

※ 初期加算…入居日から起算して30日以内の期間については初期加算(30単位)が加算されます。

また、1ヵ月を超える入院後の再入居の際も30日間は初期加算が加算されます。

※ 療養食加算…医師より、疾患治療を目的に処方された食事せんに基づき療養食を提供した場合に療養食加算(1回につき6単位)が加算されます。

※ 経口維持加算Ⅰ…摂食機能障害、誤嚥が有ると認定しうる入所者に関して、医師または歯科医師、栄養管理士、看護師、介護支援専門員などの職種が共同して食事の観察や介護を行い経口維持計画を作成し、医師または歯科医師の指示の下で栄養管理を行った場合に加算されます。(月に400単位)

※ 安全対策体制加算…外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回、20単位)

※ 1単位あたり10.14円(7級地)になりますので、利用方法及び計算方法により「サービス利用に係る自己負担額」が異なる場合があります。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰは総単位数の8.3%、介護職員特定処遇改善加算Ⅰは2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算は1.6%になります。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム きらら藤枝  
〒426-0009 静岡県藤枝市八幡198  
電話. 054-646-6766 FAX. 054-646-6755